

震災下の新司法試験に関する意見書について

2011年5月9日

司法試験には「5年以内に3回まで」という受験制限があります(司法試験法第4条。昔はありませんでした。)今年度の司法試験(5月11日～15日)の受験生の中には東日本大震災の被災者もいます。彼ら・彼女らは試験の直前期という大事な時期に被災し、受験の準備もままならない状況に置かれました。にもかかわらず、今年度の受験が回数制限にカウントされてしまうのは被災受験生にとってあまりに酷ではないでしょうか。このような問題意識から、仙台弁護士会の有志で意見書を作成し、4月28日に内閣総理大臣、法務大臣等に送付しました。意見書の呼びかけ人・賛同者は最終的に117人となりました(すべて仙台弁護士会所属の弁護士です)。

平成23年度新司法試験についての措置を求める意見書

平成23年4月28日

内閣総理大臣・緊急災害対策本部長 菅 直人 殿

法務大臣 江田五月 殿

最高裁判所長官 竹崎博允 殿

日本弁護士連合会会長 宇都宮健児 殿

仙台弁護士会所属弁護士113名

呼びかけ人守屋克彦

同 泉山禎治

同 藤田紀子

同 官澤里美

賛同者別紙109名

第1 意見の趣旨

今年度(平成23年度)の新司法試験においては、全受験生について 卒業後5年以内に3回とする受験年数・回数制限から除外する措置を講ずることを求めます。

第2 意見の理由

1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災から1か月以上が経ち、今年度の新司法試験まで、2週間あまりを残すだけになりました。

被災地の受験生には、地震・津波・原発による直接の被害を受けたり、あるいは家族や友人を亡くしたり、さらになお引き続いている余震や原発の恐怖に脅かされているものが少なくありません。

また、被災地の法科大学院においては、教室や自習室、教員研究室が本震やその後に続いた余震によって甚大な被害を受け、授業や院生の勉学の円滑な実施の実現には相当の年月を要する現状にあります。

また、今回の震災においては、行政機関も各種機能の停滞が生じ、裁判所などの司法機関においても期日の大幅な延期をするなどの非常事態を余儀なくされ、現在なお復旧の途上にあるというのが現状です。

2 受験生たちは、公の機関ですらこのように混乱し、日常を取り戻すことが出来ない現状の中で、自らの目標に向けて勉強に励もうとしておりますが、震災後の長引いたライフラインの切断や交通手段の途絶、パソコンの使用不能など、十分な勉強ができない環境が重なっており、ある者は今年度の受験を断念し、ある者は、卒業後5年以内という受験制限があるために準備不足のまま悲壮な決意で受験に望もうとするなど、平常の精神状態とはほど遠い状態で試験を迎えざるを得ない状態であり、震災と関わりなく準備を重ねることのできた受験生と比べて、はるかに劣悪な状況に置かれていることは否定できません。

3 この点で、平成23年度の国家公務員採用Ⅰ種・Ⅱ種試験等の受験希望者については、受験日の変更等の対応がなされているところであり、本来は新司法試験においても試験日程の変更等の措置が採られる配慮が望まれたところでありませんが、それがなされずに試験が強行され、受験生が、試験において思うように実力を発揮することが出来なかった場合において、新司法試験における法科大学院卒業後の受験年限と回数制限を機械的に適用することは、被災した受験生にとって過酷な結果になるおそれがあり、それを回避するための措置が考えられて当然で

あると言わなければなりません。

4 今回の震災で被災した受験生の救済という点に絞れば、あるいは、震災地で自らが罹災した受験生、震災地にいない場合でも家族(例えば2親等以内の親族など)が罹災した受験生及び法科大学院自体が罹災し、授業の運営に支障が生じた法科大学院に在籍している受験生などについて、卒業後5年以内に3回とする受験年限を緩和するなどの配慮でまかなえられるとも考えられ、最低限そのような救済は必要であると望まれますが、震災及びその後の社会の混乱の物心両面に対する影響の範囲を明確に測定し、受験者全体に不公平がないように救済することには困難が予想されることを考えますと、今年度の新司法試験については、全受験生について、卒業後5年以内に3回とする受験年数・回数制限から今回の受験を除外するという措置を講ずることが相当であると考えますので、そのための措置を求めるものです。